

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

東京都災害廃棄物処理事務実施要綱

(制定) 平成25年12月16日付25環廃一第836号

(目的)

第1条 この要綱は、災害廃棄物処理事務の委託に関する規約(平成25年11月22日決定25環廃第372号。以下「規約」という。)に基づき大島町から都に委託された事務(以下「災害廃棄物処理事務」という。)の管理及び執行(以下「本事業」という。)について、基本的な事項を定めることを目的とする。

(本事業の概要)

第2条 東京都(以下「都」という。)は、災害廃棄物を都内地方公共団体及び民間事業者等と共同して適正に処理する。

(用語)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害廃棄物 規約第1条により大島町が都に処理を委託した一般廃棄物
- (2) 都内地方公共団体 都内の区市町村及び廃棄物処理の事務の一部を共同処理する一部事務組合
- (3) 民間事業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている者又は同法第15条の2の5の規定による届出を行った者

(実施体制)

第4条 都は、本事業を効率的かつ迅速に行うため体制を整備するとともに、次のとおり本事業を実施する。

- (1) 都は、大島町と、規約第7条の規定に基づき、本事業を円滑に実施するために必要な事項について協議を行う。
- (2) 都は、災害廃棄物の運搬及び処分を都内地方公共団体又は民間事業者者に委託する。
- (3) 都は、本事業を効率的に行うため、東日本大震災における災害廃棄物受人事業を実施した経験を有する公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対し、技術的支援及び人的支援を求める。

(実施期間)

第5条 本事業の実施期間は、平成25年12月16日から平成27年3月31日までとする。
2 本事業の目的が達成されたときは、前項の規定にかかわらず、本事業をその時点にて終了する。

(経費の負担)

第6条 本事業は都の会計年度ごとの予算の範囲内で行うものとする。
2 都は、第4条第2号に係る経費を大島町に対し請求する。
3 都は、別に定めるところにより、公社が第4条第3号に規定する技術的支援及び人的支援を実施するために必要な経費を負担する。

(その他)